

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第17号

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員給与規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1備考を削る。

(京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 赴任 異動を命じられた職員及び新たに採用された職員のうち別に定める者が異動又は採用に伴い、旧勤務地又は住所若しくは居所から新勤務地に旅行することをいう。
- (2) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (3) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者、その遺族その他職員に準じる者が次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が旅行中に退職、免職（懲戒免職を除く。）、失職又は休職となった場合には、当該職員
- (2) 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 事務引継、残務整理等のため休職者又は退職者に旅行を命じた場合には、その者第4条中「及び宿泊料」を「、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」に改める。

第5条本文中「用務地に到着するための距離、所要時間、利用の便、所要経費等で決定される」を削り、同条ただし書中「不可抗力」を「天災その他やむを得ない事情」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(滞在地からの直接旅行)

第5条の2 勤務地又は出張地（職員が旅行した先の土地をいう。以下同じ。）以外の地に滞在する職員が、その滞在地から直ちに旅行する場合において、滞在地から目的地に至る旅費額が、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(旅費の区分計算)

第5条の3 旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第6条に見出しとして「(旅行日数)」を付し、同条本文中「途中やむを得ない理由のため」を「天災その他やむを得ない事情により」に、「鉄道（軌道を含む。以下同じ。）旅行」を「鉄道旅行（軌道による旅行を含む。以下同じ。）」に改め、「陸路旅行」の右に「(鉄道旅行を除く。以下同じ。）」を加え、同条ただし書中「1日未満」を「通算した日数に1日未満」に改め、「端数」の右に「が生じたとき」を加える。

第6条の2第1項各号列記以外の部分中「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同項第3号中「郵便事業株式会社の調べに係る郵便路線図に掲げる」を「別に定める」に改め、同条第2項中「前項」を「前項第1号又は第2号」に、「同項」を「当該各号」に改め、同条第3項中「郵便線路図に掲げる各市町村（東京都にあつては、各特別区）内における郵便局」を「同号の路程を定める場合の基準となるもの」に改め、同条第4項中「の鉄道」を「(鉄道を除く。以下同じ。)と鉄道（軌道を含む。以下同じ。）」に、「空路」を「航空」に改め、同条第5項中「同項」を「これら」に改める。

第7条第1項中「鉄道による旅行」を「鉄道旅行」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「及び座席指定料金」を「、座席指定料金及び特別車両料金」に改め、同項第

2号イ中「鉄道による」を削り、「78キロメートル以内の地域への旅行」を「75キロメートル未満の地域（以下「近接地」という。）への鉄道旅行」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 管理者が特別車両料金を徴する客車を運用する線路による旅行をする場合には、前3号に掲げる運賃及び料金のほか、特別車両料金。ただし、近接地への鉄道旅行の場合を除く。

第7条第3項及び第4項中「用務地」を「出張地」に、「目的地」を「他の出張地」に改める。

第8条第2項第1号中「中級の運賃」を「次に掲げる運賃」に改め、同号に次のように加える。

ア 管理者については、上級の運賃

イ その他職員については、中級の運賃

第9条中「許可」を「管理者の許可」に、「空路旅行」を「航空旅行」に改め、「及びジェット特別料金」を削る。

第10条第1項本文中「(鉄道を除く。)」を削り、同項ただし書中「、天災」を「又は天災」に、「で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による」を「を支給することが適当でないと管理者が認める場合には、実費を支給する」に改める。

第12条第1項ただし書中「、天災」を「又は天災」に、「定額」を「同表に定める額」に改め、同条第3項中「旅行中」を「前2項の規定にかかわらず、職員が旅行中」に改める。

第13条第2項本文中「水路旅行」を「前項の規定にかかわらず、水路旅行」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(赴任の際の旅費)

第13条の2 職員が赴任を命じられた場合には、新任の職務に相当する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料を支給する。

2 前項の場合において、管理者が必要と認める場合には、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）の定めるところに準じ、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給することができる。

3 前項に規定する旅費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務地以外の同一地域内旅行の旅費)

第13条の3 勤務地以外の同一地域（市町村の区域を単位とする地域（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいう。以下同じ。）内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル(車を利用したときは、100キロメートル)以上の旅行の場合には、第7条、第8条又は第10条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 前項の場合において、鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートル、車を利用したときは陸路4キロメートルをもってそれぞれ車を利用しないときの陸路1キロメートルとみなす。

第14条の見出しを「(随行旅行等の旅費)」に改め、同条第2号中「随行出張」を「随行して旅行」に改め、「旅館」の右に「その他の宿泊施設（以下「旅館等」という。）」を加える。

第15条本文中「第2条第2項」を「第3条第2項第1号」に、「本市」を「旧勤務地」に、「前職相当の」を「前職務に相当する」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合においては、第6条に定める旅程の割合をもって計算した日数により旅費を支給する。

第16条中「第2条第3項」を「第3条第2項第2号」に、「本市」を「旧勤務地」に、「前職相当の」を「前職務に相当する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の旅費の支給を受ける遺族の順位は、第2条第3号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第16条の次に次の1条を加える。

(その他の者の旅費)

第16条の2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、その者の前職務に相当する旅費とする。

第17条第1項の表以外の部分中「次表左欄各号の」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の」に、「の基準」を「に掲げる基準」に改め、同項の表1の項中「正規の旅費額」を「この規程に基づき計算した旅費額（以下「正規の旅費額」という。）」に改め、同表2の項中「又は連絡」を「、連絡」に改め、同表3の項中「前各号」を「1の項及び2の項」に改め、同表4の項中「用務地」を「出張地」に、「宿泊施設」を「旅館等」に改め、同表5の項中「前号」を「4の項」に改め、同条第2項中「前項第4号及び第5号」を「前項の表4の項及び5の項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（外国旅行の旅費）

第17条の2 外国に旅行を命じられた場合の旅費については、旅費法の定めるところに準じ、別に定める。

（京都市区域内の旅費）

第17条の3 京都市の区域内において旅行する場合の旅費については、この規程に定める旅費額の範囲内において、別に定める。

第18条第2項及び第3項を次のように改める。

2 管理者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 管理者は、既に発した旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合は、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

第18条に次の2項を加える。

4 管理者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書（別記様式）に当該旅行に関する事項を記載するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、管理者は、旅行命令書に旅行に関する事項を記録する時間的余裕がないときは、その記録をすることなく、旅行命令を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、管理者は、できるだけ速やかに、旅行命令書に当該旅行に関する事項を記録しなければならない。

第20条第1項中「者」を「職員（その職員の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条及び次条において同じ。）」

に、「鉄道賃，船賃，航空賃若しくは車賃として，又は旅館その他の宿泊施設の利用の予約のため既に支出した金額があるときは，その者が当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃，船賃，航空賃，車賃又は宿泊料の額のそれぞれを限度として，既に支出した金額のうち所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払い戻しを受けることができなかった金額」を「既に支出した金額があるときは，当該金額のうち，その職員の損失となった金額で次の各号に規定する額」に改め，同項に次の2号を加える。

- (1) 鉄道賃，船賃，航空賃若しくは車賃として，又は旅館等の利用の予約のため既に支出した金額があるときは，その者が当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃，船賃，航空賃，車賃又は宿泊料の額のそれぞれを限度として，既に支出した金額のうち所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができなかった金額
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のために支払った金額で，当該旅行について第13条の2第2項の規定により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の金額

第20条第2項第1号中「車賃」の右に「について」を加え，「旅行目的地」を「目的地」に，「払い戻しを受けた場合は，その払い戻しを受けた金額を控除する」を「払戻しを受けた金額を除く」に改め，同項第2号中「宿泊料」の右に「について」を，「夜数」の右に「(旅館等の利用を予約するため料金を支払った場合で，払戻しを受けることができなかったときの夜数を含む。)」を加え，同条第3項中「旅行目的地」を「目的地」に，「宿泊施設」を「旅館等」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「者」を「職員」に，「を直接の原因として」を「又は天災その他別に定める事情により」に，「各号による」を「各号に定める」に改める。

第22条第1項中「者」を「職員」に改める。

別表中「及び第13条」を「，第13条及び第17条」に，

「

京都市上下水道局職員給与規程別表第1の適用を受ける8級, 7級及び6級の職務にある職員
円 37
2,300
13,100

「

を

管理者	京都市上下水道局職員給与規程別表第1の適用を受ける8級, 7級及び6級の職務にある職員
円 37	円 37
2,300	2,300
14,800	13,100

」

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員旅費支給規程第13条の2の規定は、平成31年1月1日から適用する。

(上下水道局総務部職員課)